

国民健康保険からのお知らせ

問合せ 国保年金課国保係

●70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額が変わります

1か月の医療費の自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

平成29年8月診療分から、70歳以上75歳未満で「現役並み所得者」「一般」の所得区分に該当する人の自己負担限度額が以下のとおり改正されます。

所得区分		改正前	改正後
現役並み所得者	外来（個人）	44,400円	57,600円
	外来＋入院（世帯単位）	80,100円 ・医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算 ・過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円	変更なし
一般	外来（個人）	12,000円	14,000円 （年間上限額144,000円）
	外来＋入院（世帯単位）	44,400円	57,600円 ・過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円

●療養病床入院時の居住費が変わります

65歳以上の人が療養病床に入院したときは、居住費として、標準負担額を自己負担します。平成29年10月から、負担額が以下のとおり改正されます。

医療区分	改正前	改正後
医療区分Ⅰ	320円/日	370円/日
医療区分Ⅱ・Ⅲ （医療の必要性の高い者）	0円/日	200円/日
難病患者	0円/日	0円/日

●国民健康保険税の税率、税額が変わります （算定基準の引き上げ）

医療分の所得割額算定税率、均等割額および平等割額を以下のとおり引上げます（後期高齢者支援金分、介護分については据え置き）。

	医療分	
	改正前	改正後
所得割額算定税率	4.8%	5.1%
資産割額算定税率	10%	10%
均等割額	24,600円	26,600円
平等割額	21,300円	23,300円

※平等割額について、特定世帯は2分の1を乗じて得た額とし、また、特定継続世帯については4分の3を乗じて得た額とします。

●国民健康保険税軽減対象の範囲が拡大されます

平成29年度の地方税法施行令の改正により、均等割・平等割（5割軽減および2割軽減）の軽減判定所得の基準が見直され、国保税軽減対象となる範囲が拡大されました。

軽減は、世帯主（国保加入者でない世帯主も含む）および国保の被保険者・特定同一世帯所属者全員に所得の申告がある世帯に適用されます。所得を申告していない世帯には軽減制度が適用されません（申告義務のない非課税の人でも、国保では申告が必要）。

軽減を受けるための申請は必要ありません。あらかじめ軽減適用した金額で国保税が課税されます。

軽減割合	軽減基準となる所得金額
5割	同一世帯の世帯主および国保加入者と特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額が {基礎控除額33万円+27万円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)} 以下の世帯
2割	同一世帯の世帯主および国保加入者と特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額が {基礎控除額33万円+49万円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)} 以下の世帯

※特定同一世帯とは、後期高齢者医療制度への加入により国保の資格を喪失し、その喪失日以降も継続して同一の世帯に所属する人です。